

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第377号）

〔 特定企業副社長と健康医療部長との会談文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和5年2月3日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年3月1日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

2020年10月8日に行われたA社副社長と大阪府健康医療部長の会談における発言内容が分かる文書

- 2 同月4日、実施機関は、本件請求に対し、「A社副社長と大阪府健康医療部長の会談に関する文書は存在しない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年5月19日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

公開しないこととした決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

実施機関は、公開請求に係る行政文書を管理していない理由を、「A社副社長と大阪府健康医療部長の会談に関する文書は存在しない。」としたが、不合理である。会談がなされ、部長の両脇には室長や課長が控えていたのであるから、会談における発言内容が分かる文書が存在する。

条例解釈運用基準の54ページから55ページにかけて、「8 不存在による非公開決定通知書の作成要領は、次のとおりとする。(1)『公開請求に係る行政文書を管理していない理由』既に保存期間を経過して廃棄手続済みであるなど請求に係る行政文書を管理していない理由を具体的に記入する。」とされているが、請求に係る行政文書を管理していない具体的な理由は、何ら記載されていない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

下記理由により、当該書類が存在していないことから、本件処分を行ったものである。

- (1) 2020年10月8日に行われたA社副社長と大阪府健康医療部長の会談には、室長及び課長が同席していたのは事実であるが、口頭でのやり取りが行われたのみで、会談に際して文書の作成や打合せ記録等「会談における発言内容が分かる文書」の作成は一切行っていない。
- (2) 上記において述べたとおり、当該文書は存在しない。本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

3 実施機関説明における主張

2020年10月8日に行われたA社副社長と大阪府健康医療部長の会談とは、同日に行われたA社からの寄付に対する大阪府知事からの感謝状贈呈式に先立ち、同社副社長と健康医療部長とで挨拶及び名刺交換を行ったものののみで、その場での発言等を記録する文書は作成していない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人が求める文書は、A社副社長と大阪府健康医療部長との会談に係る文書である。この点、実施機関によると、審査請求人が主張する本件の会談とは、大阪府知事からの感謝状贈呈式に先立ち、両者で行った挨拶及び名刺交換以外にはなく、その場での発言等を記録する文書は作成していないとのことであった。

A社副社長と大阪府健康医療部長らは、大阪府知事からの感謝状贈呈式に出席する目的であり、挨拶及び名刺交換の際の発言であれば、実質的な協議というよりは、儀礼的な性質のやり取りにとどまると考えられる。したがって、発言等を記録しなければ職務上支障が生じるとは考えられないことから、文書を作成していないという実施機関の説明に特に

不自然な点はなく、本件決定は妥当である。

3 結論

以上のおりであるから、「第一 審査会の結論」のおり答申するものである。

4 付言

本件決定には、公開請求に係る行政文書を管理していない理由として「存在しない」と記載しているが、実質的な理由が記載されておらず、理由付記として十分とは言えない。

今後は、請求に係る行政文書を管理していない理由の基礎となる事実関係について、請求者が了知し得る程度に特定して理由を記載すべきである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子